

平成 30 年 6 月 29 日
環境部 環境政策課
ダイヤルイン 0742-34-4591

「奈良市市民共同発電所事業補助金」の創設について

地球温暖化対策への市民の意識向上を促し、再生可能エネルギー等の地域資源の活用を推進するため、今年度から新たに、市民共同発電所事業を行う公益的団体に対する「奈良市市民共同発電所事業補助金」を創設し、7月2日から事業提案を受け付けます。

* 市民共同発電所とは・・・ *

自分たちの住むまちで、環境や防災・コミュニティを考える一つの手法として、再生可能エネルギーの発電所を作りたいと考える人たちや団体が、寄附や出資により共同で発電所を建設・運営する取り組みです。

市民や地域住民からの資金が一定の割合を占めていることや、収益の一定部分が何らかの方法で市民や地域に還元されることが条件となります。

- 本市では、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比 30%減を目指しています。
- 「民生業務部門」における温室効果ガス削減に向けて制度を創設。
- 本市の場合は、寄附を募って実施する市民共同発電所に対する補助で
 - ① 市民や地域の再生可能エネルギーの普及啓発を図る。
 - ② 市域におけるエネルギー自給率向上や活性化を図る。ことを目的とします。

1 事業の概要

「寄附を募って太陽光発電設備及び蓄電池設備を公益的施設に設置し、環境教育活動等を行う取組」に対して費用の一部を補助します。

(1) 補助対象事業者

公益的団体（特定非営利活動法人、公益法人、市民団体、学校法人、社会福祉法人
その他公益を目的とする事業を行う団体）

(2) 応募条件

- ① 市内の公益的施設（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、自治会館その他の公益的施設）に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置すること。（中古品を除く。）

※太陽光発電設備で発電する電力は、主として公益的施設において使用するも

のであること。

② 補助対象事業に要する経費の10%以上が、10以上の市民、市内事業所、団体等からの寄附により賄われるものであること。

③ 補助対象事業者は、設備設置後5年間、市民を対象とした環境教育活動を計画的に実施すること。

(毎年、発電量や環境教育活動の実施状況等を報告すること。)

(3)補助内容

補助予定件数：2件

補助金額：1件あたり補助対象経費の1/2（上限50万円）

補助対象経費：工事費、機器装置等購入費、事務経費

(他の制度の補助金及び寄附金の額を除く。)

(4)募集期間

平成 30 年 7 月 2 日（月）から平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 5 時まで

(5)事業実施の流れ

平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 7 月 31 日	事業計画の公募
8 月頃	提案事業の審査・選定 補助対象事業の内定・通知
採択通知到達後 30 日以内	補助金の交付申請 補助金交付決定
交付決定後	寄附を確保の上で事業実施 (太陽光発電設備等の設置等)
平成 31 年 3 月 15 日まで	実績報告の提出 補助金額の確定 確定後、補助金の交付

2 提出方法及び提出期限

応募書類は、上記の募集期間内に次の提出先まで郵送又は持参のこと。

※持参の場合は、募集期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出。郵送の場合は、平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 5 時必着。

3 補助対象事業者の選定方法

奈良市市民共同発電所選定委員会による審査結果を踏まえ、市長が補助対象事業を採択します。

4 予算額 1, 0 0 0 千円

5 提出先・問い合わせ先

奈良市役所 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 - 1

電話：0742-34-4591 FAX：0742-36-5466

市民共同発電所補助事業の背景

太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーは、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出せず、資源も豊富で枯渇しないことから、地球温暖化防止や持続可能な社会構築にとって有望として、これまでの化石燃料の代替エネルギーとして注目されてきました。

また、その地域で取り出せるという特性から、たとえ小規模であっても、分散型のエネルギー供給体制が取れることで、消費地との距離を短縮でき、送電ロスを少なくし、災害等にも強い地域をつくることができます。さらに、小規模からでも建設が可能であるため市民や地域主体でも取り組むことができる、地域内のエネルギー消費による資金が地域外さらに海外に流出することなく利益を地域で享受できるといったメリットもあります。

ヨーロッパ・北欧

1970年代の石油危機以降、デンマークやドイツなどで、再生可能エネルギーの導入と、市民や地域が担う発電所の建設が始まりました。

日本

日本で本格的に広がる契機となったのは、「京都議定書」が採択されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）が開催された1997年（平成9年）に、滋賀県内で共同出資型の市民共同発電所が建設されたことでした。

しかし、当時の大部分の市民共同発電所は、なかなか利益を生み出すことが見込めず、寄附金や協力金で資金を集めるものが主流でした。

2012年（平成24年）以降、再エネ電力固定価格買取制度が始まってからは、売電による利益から、配当できるようになったため、出資による資金調達が多くなりました。

しかし、最近では、固定価格買取制度の買取価格低下のため、売電を前提とした事業は困難になってきていることから、寄附による資金調達への手法転換が必要となっています。

自治体とのかかわり

●市町村などの自治体は、再生可能エネルギー政策として、滋賀県湖南市や長野県飯田市のように、地域で取り出したエネルギーを地域で活用する権利を主張し、地域活性化と結びつけ活動を支援する条例を持つなど、様々な形で関与しています。

●自治体に関係するものとして、県内では、生駒市や宇陀市の事例があります。

●生駒市で行われているものは、市民団体による市民共同発電所事業者に、市の施設の屋根などを貸し出しています。市の補助金はなく、全額出資を募って運営されています。さらに、「いこま市民パワー」という電力会社を、生駒市などが出資して設立し、公共施設、家庭などに電力を小売しています。

●宇陀市でも、NPO法人に旧保育所の屋根を貸し出し、出資や協力金により資金を集め、発電した電気は施設で自家消費し余剰電力を売電しています。

●本市の補助制度の参考にしたものとしては、大阪府や埼玉県などの、市民共同発電所に補助金を交付する制度です。

○大阪府（H28～）障がい者作業所、民間こども園などで、啓発イベントなどを実施

○さいたま市（H27～）NPOが自治会館で実施。寄附数99件。啓発イベント実施

※奈良市の制度は、太陽光発電設備とともに蓄電池を備えた施設を補助条件としたもので、全国初の事例となります。